

## 第 8 章 危 険 物 規 制

### 1. 危 険 物 施 設 の 現 況

#### (1) 危 険 物 の 規 制

危 険 物 の 規 制 事 務 は、 令 和 3 年 3 月 31 日 現 在、 消 防 本 部 ・ 署 設 置 の 4 市 1 町 3 組 合 の 区 域 に 設 置 さ れ る 施 設 に つ い て は 市 町 村 長 が 所 管 し、 2 以 上 の 行 政 区 域 に わ た っ て 設 置 さ れ る 施 設 に つ い て は 県 知 事 が 所 管 し て い る。

#### (2) 危 険 物 施 設 数

危 険 物 施 設 数 の 推 移 は、 第 1 表 の と お り で あ る。

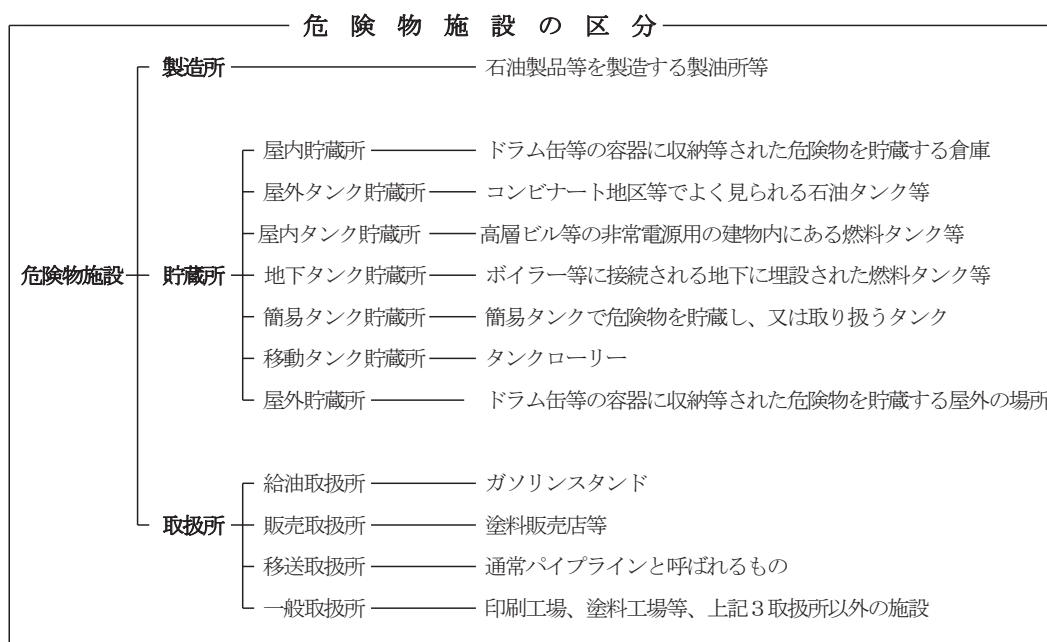
ま た、 令 和 3 年 3 月 31 日 現 在 の 危 険 物 施 設 数 は、 第 2 表 か ら 第 6 表 の と お り で あ る。

### 第 1 表 危 険 物 施 設 数 の 推 移

(各年度とも年度末(3月31日)現在)

施 設 \ 年 度	2 7	2 8	2 9	3 0	元 (31)	2
製 造 所	73	75	74	72	75	75
貯 蔵 所	4,889	4,852	4,736	4,668	4,569	4,485
取 扱 所	1,756	1,758	1,743	1,718	1,704	1,696
総 計	6,718	6,685	6,553	6,458	6,348	6,256
対前年増加率(%)	△0.8	△0.5	△2.0	△1.4	△1.7	△1.4

※平成26年度の危 険 物 施 設 数 の 総 計 は 6, 774 施 設 で あ る。



第2表 危険物規制対象施設数一覧表

(令和3年3月31日現在)

区分 市町村名	合計	製造所	貯蔵所						取扱所						事業所数		
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所		移送取扱所	一般取扱所
県計	6,256	75	4,485	889	1,061	161	1,306	19	950	99	1,696	733	6	3	8	946	2,828
富山市	2,205	26	1,574	330	386	39	477	7	306	29	605	245	5	2	4	349	1,010
高岡市	1,063	24	788	181	233	15	167		175	17	251	106			2	143	394
射水市	596	10	400	69	124	7	87	2	103	8	186	93	1		1	91	241
富山県東部消防組合	648	11	449	86	141	21	103	3	89	6	188	71		1		116	250
氷見市	201		152	41	21	15	41	2	30	2	49	24				25	117
新川地域	528	2	365	65	55	34	122		73	16	161	62				99	241
砺波地域消防組合	844	2	631	100	86	18	267	4	146	10	211	112				99	492
立山町	170		126	17	15	12	42	1	28	11	44	20				24	82
本部設置計	6,255	75	4,485	889	1,061	161	1,306	19	950	99	1,695	733	6	3	7	946	2,827
本部未設置計	1										1				1		1
前年度末県計	6,348	75	4,569	891	1,077	165	1,346	20	974	96	1,704	737	6	3	8	950	2,889

注：1. 貯蔵所及び取扱所の区分は政令の区分による。(以下の表において同様)  
 2. 本表には、設置を許可したもので完成検査済証を交付した危険物施設のうち、廃止届を受理したものを除いた数を記載した。(以下の表において同様)  
 3. 市町村名の項目中「本部」とは、消防本部をさす。  
 4. 2以上の行政庁の区域にわたる施設は、本部未設置に含めた。(以下の表において同様)

第3表 数量別危険物製造所等数（完成検査済証交付施設）

（令和3年3月31日現在）

製造所等の別 数量の別	合計	製造所	貯蔵所						取扱所							
			小計	屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	小計	給油 取扱所	第1種 販売 取扱所	第2種 販売 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所
総計	計	6,256	75	889	1,061	161	1,306	19	950	99	1,696	733	6	3	8	946
	A地区	6,255	75	889	1,061	161	1,306	19	950	99	1,695	733	6	3	7	946
	B地区	1									1				1	
5倍以下	計	2,648	4	410	177	100	693	18	752	54	440	48	4			388
	A地区	2,648	4	410	177	100	693	18	752	54	440	48	4			388
	B地区															
5倍を超え 10倍以下	計	1,154	12	217	149	31	350	1	39	27	328	77	1			250
	A地区	1,154	12	217	149	31	350	1	39	27	328	77	1			250
	B地区															
10倍を超え 50倍以下	計	1,223	33	147	345	30	196		38	17	417	213	1	3		200
	A地区	1,223	33	147	345	30	196		38	17	417	213	1	3		200
	B地区															
50倍を超え 100倍以下	計	452	8	52	151		42		90		109	55				54
	A地区	452	8	52	151		42		90		109	55				54
	B地区															
100倍を超え 150倍以下	計	202	6	34	46		16		20		80	68				12
	A地区	202	6	34	46		16		20		80	68				12
	B地区															
150倍を超え 200倍以下	計	158	2	7	36		4		6		103	96				7
	A地区	158	2	7	36		4		6		103	96				7
	B地区															
200倍を超え 1,000倍以下	計	305	9	13	76		5		5	1	196	176			1	19
	A地区	305	9	13	76		5		5	1	196	176			1	19
	B地区															
1,000倍を超え 5,000倍以下	計	58	1	5	38						14				1	13
	A地区	58	1	5	38						14				1	13
	B地区															
5,000倍を超え 10,000倍以下	計	14		1	12						1					1
	A地区	14		1	12						1					1
	B地区															
10,000倍 を超えるもの	計	42		3	31						8				6	2
	A地区	41		3	31						7				5	2
	B地区	1									1				1	

注：1. 数量の別の欄は、製造所等で貯蔵し又は取り扱う危険物の最大数量（許可数量）を、指定数量の倍数によって表したものである。  
 2. A地区とは、消防本部及び消防署の設置市町村をいい、B地区とは、消防本部及び消防署の未設置市町村（2以上の許可行政庁の区域にわたるものを含む。）をいう。（以下の表において同様）

第4表 類別別危険物製造所等数（完成検査済証交付施設）

（令和3年3月31日現在）

類別	製造所等の別		貯蔵所						取扱所							
	合計	製造所	小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種売取取扱所	第2種売取取扱所	移送取扱所	一般取扱所
総計	計	75	4,485	889	1,061	161	1,306	19	950	99	1,696	733	6	3	8	946
	A地区	75	4,485	889	1,061	161	1,306	19	950	99	1,695	733	6	3	7	946
	B地区	1									1				1	
単	計	14	8	8							4					4
	A地区	14	8	8							4					4
	B地区															
	計	18	2	16	10	3			2	1						
	A地区	18	2	16	10	3			2	1						
	B地区															
第3類	計	22	20	11	2				7		2					2
	A地区	22	20	11	2				7		2					2
	B地区															
第4類	計	6,049	47	803	1,046	161	1,306	19	928	98	1,641	733	6	3	8	891
	A地区	6,048	47	803	1,046	161	1,306	19	928	98	1,640	733	6	3	7	891
	B地区	1									1				1	
第5類	計	8	7	7							1					1
	A地区	8	7	7							1					1
	B地区															
第6類	計	29	1	23	10				13		5					5
	A地区	29	1	23	10				13		5					5
	B地区															
混在	計	116	23	50	50						43					43
	A地区	116	23	50	50						43					43
	B地区															

注：単独とは、類を同じくする危険物のみを貯蔵し又は取り扱っている製造所等をいい、混在とは類を異にする危険物を貯蔵し又は取り扱っている製造所等をいう。

第5表 容量別屋外タンク貯蔵所数 (危険物類別別)

(各年度とも年度末 (3月31日) 現在)

危険物の類別 タンク容量別	合計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
27年度末	1,114	0	4	2	1,097	0	11
28年度末	1,121	0	4	2	1,104	0	11
29年度末	1,113	0	4	2	1,096	0	11
30年度末	1,101	0	4	2	1,085	0	10
元(31)年度末	1,077	0	4	2	1,061	0	10
2年度末	1,061	0	3	2	1,046	0	10
100KL未満	865		1	1	854		9
100KL以上	105		1		104		
500KL "	20		1	1	17		1
1,000KL "	37				37		
5,000KL "	7				7		
10,000KL "	23				23		
50,000KL "	4				4		

第6表 容量別屋外タンク貯蔵所数 (第4類の内訳)

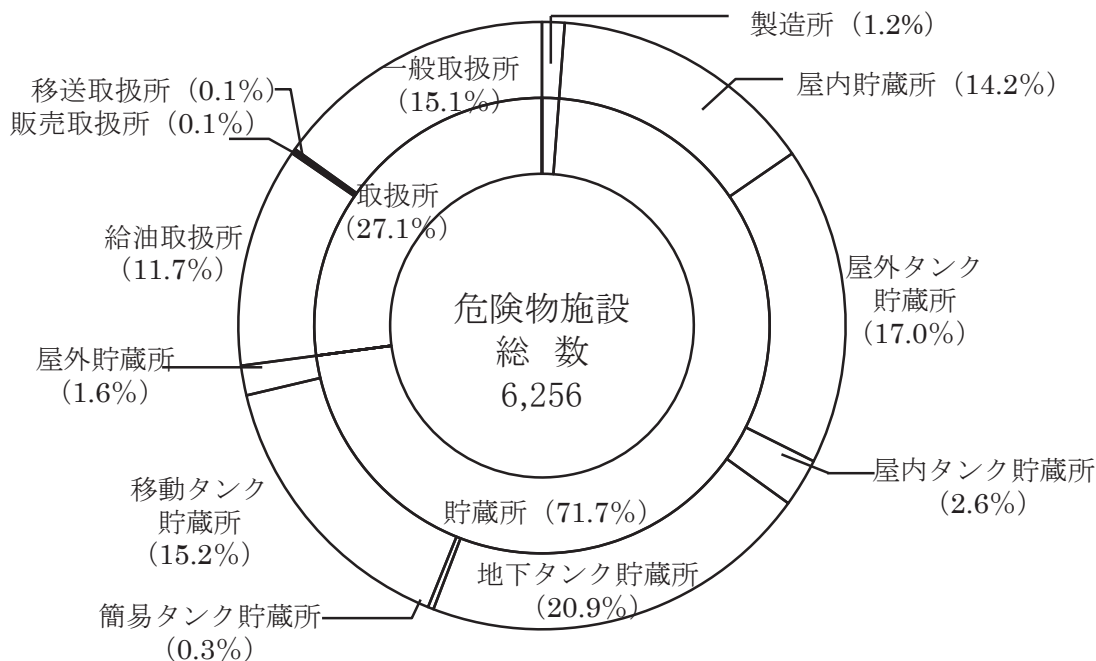
(各年度とも年度末 (3月31日) 現在)

危険物の品名 タンク容量別	第1石油類			第2石油類			第3石油類		第4石油類	アルコール類	その他
	原油	ナフサ	ガソリン	灯油	軽油	重油					
27年度末	7	10	17	152	53	327	15	97	419		
28年度末	7	9	18	153	53	321	13	102	428		
29年度末	7	6	18	152	53	315	14	100	431		
30年度末	7	5	17	152	53	312	14	99	426		
元(31)年度末	7	5	17	149	53	301	14	99	416		
2年度末	6	5	17	146	52	293	9	99	419		
100KL未満			4	114	36	222	9	96	373		
100KL以上				25	5	31		3	40		
500KL "			5	1	2	7			2		
1,000KL "		4	5	3	8	13			4		
5,000KL "			3	1	1	2					
10,000KL "	2	1		2		18					
50,000KL "	4										

(3) 危険物施設の区分構成

令和3年3月31日現在の危険物施設区分毎の構成比は図-1のとおりで、製造所1.2%、貯蔵所71.7%、取扱所27.1%となっている。施設別で最も多いのは、地下タンク貯蔵所で20.9%を占め、次いで、屋外タンク貯蔵所17.0%、移動タンク貯蔵所15.2%、一般取扱所15.1%、屋内貯蔵所14.2%、給油取扱所11.7%の順となっている。

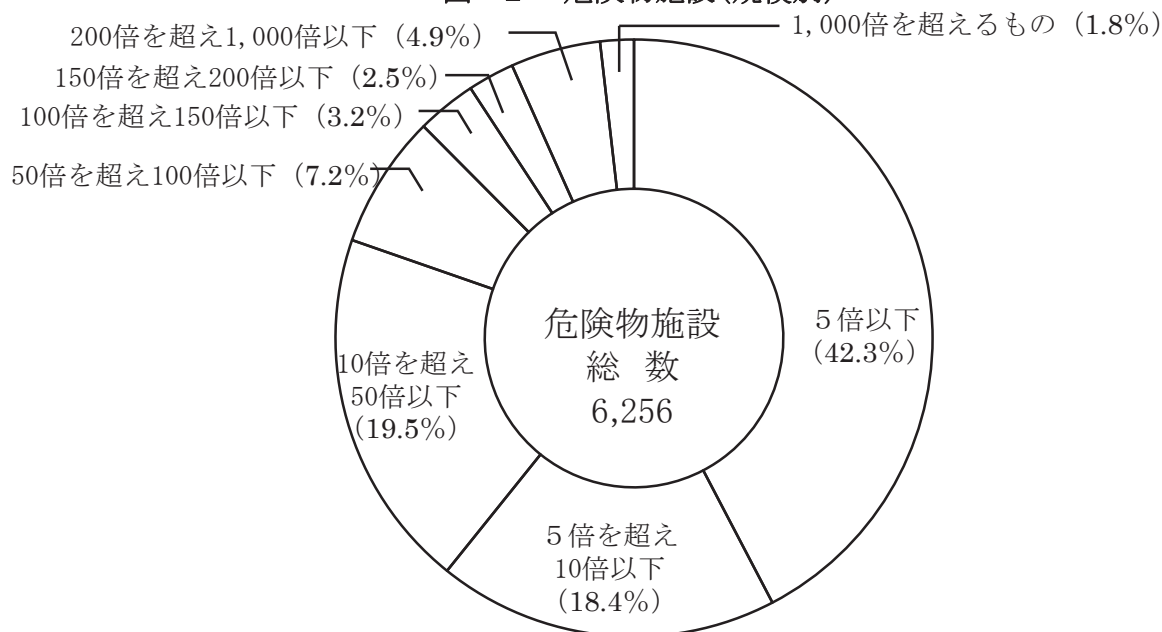
図-1 危険物施設(施設別)



(4) 危険物施設の規模別構成

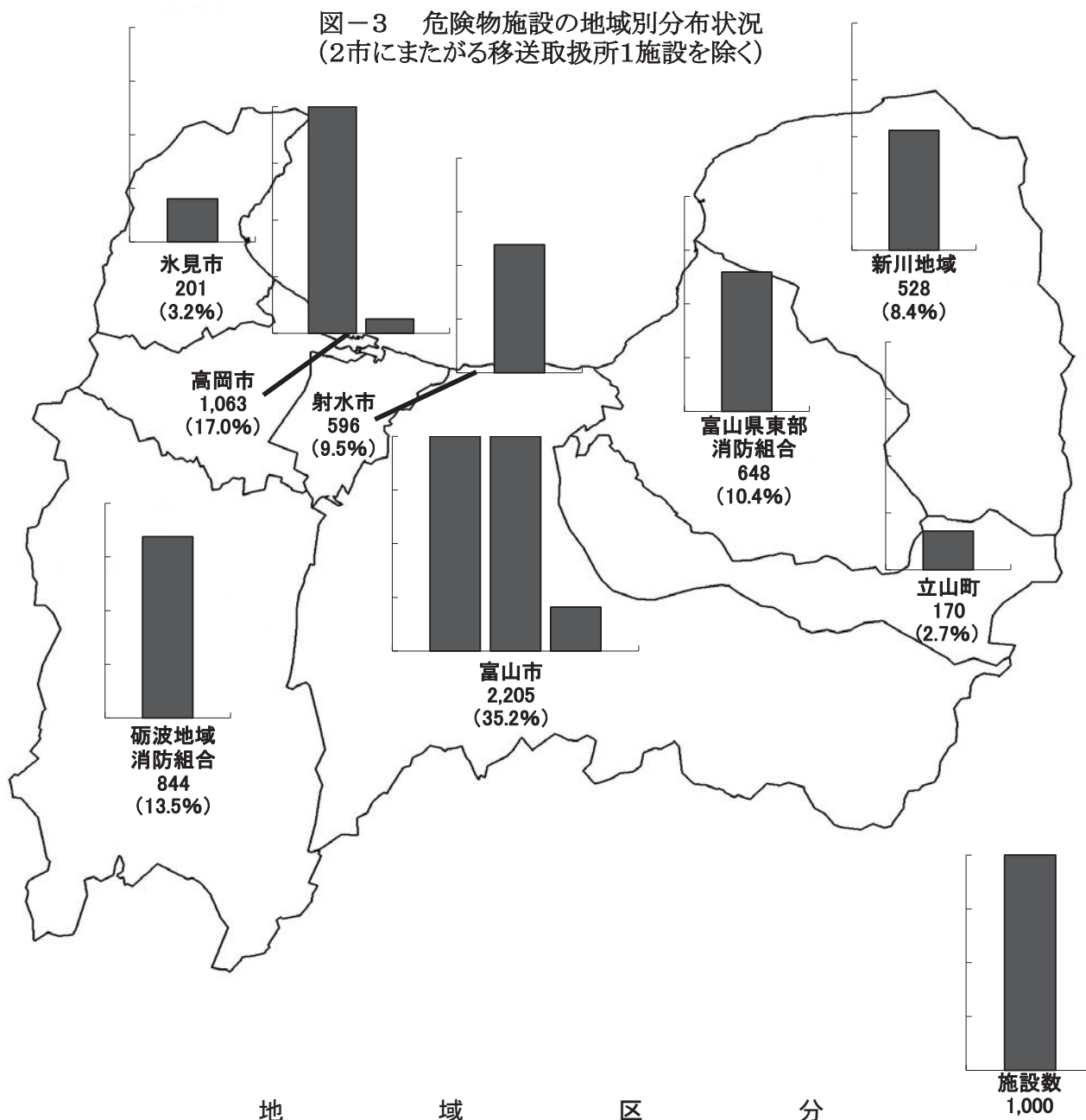
令和3年3月31日現在の危険物施設の規模別構成比は図-2のとおりで、指定数量の倍数5倍以下の小規模施設が全体の42.3%を占めている。

図-2 危険物施設(規模別)



(5) 地域別分布状況

令和3年3月31日現在の危険物施設の消防本部（局）別分布状況は図-3のとおりである。富山・高岡両市で全体の52.2%を占めている。



地 域 区 分	
富山市	富山市
高岡市	高岡市
射水市	射水市
富山県東部消防組合	魚津市、滑川市、上市町、舟橋村
氷見市	氷見市
新川地域	黒部市、入善町、朝日町
砺波地域消防組合	砺波市、南砺市、小矢部市
立山町	立山町

## 2. 危険物施設の自主保安

消防法では、一定規模以上の事業所について、その自主保安体制を確立するため、危険物保安統括管理者を選任しなければならない事業所、自衛消防組織を設置しなければならない事業所等が定められており、その状況は第7表のとおりである。

第7表 危険物保安統括管理者等の選任、設置事業所数

(令和3年3月31日現在)

区分		危険物 保安統括管理者	危険物施設 保安員	予防規程	自衛消防組織
市町村等の別					
総 数		5	32	564	4
消防本部 設置 市町村	4市	4	26	384	4
	3組合	0	5	167	0
	1町	0	0	12	0
	小 計	4	31	563	4
2以上の許可行政の 区域にわたるもの		1	1	1	0

注：複数項目に該当する場合は、重複して掲載した。

## 3. 危険物施設の保安検査

消防法第14条の3の規定により、移送取扱所又は屋外タンク貯蔵所で一定規模以上のものは、一定期間ごとに保安検査を受けなければならないこととされているが、令和2年度における実施状況は第8表のとおりである。

第8表 危険物施設の保安検査実施状況

区 分	実施行政庁	検査対象施設数	2年度実施数
特定移送取扱所	該当なし	0	0
特定屋外タンク貯蔵所	富山市	2	2

注：特定移送取扱所については、施設休止のため保安検査を延期

## 4. 危険物施設への立入検査

消防法第16条の3の2又は第16条の5の規定により、危険物施設の位置、構造、設備の基準及び貯蔵・取扱いの基準が守られているかについて、立入検査を実施しているが、令和2年度の実施状況は次のとおりである。

施 設 総 数	6,256
検 査 施 設 数	3,660
延 検 査 回 数	3,744

また、移動タンク貯蔵所について、令和2年11月に、常置場所等での立入検査（移動タンク貯蔵所559台）及び走行中車両に対する路上立入検査（移動タンク貯蔵所25台）を実施した結果、不適合車両への指導件数は、常置場所等では78件、走行中の車両では5件であった。



## 5. 危険物施設等の事故

令和2年における事故の発生件数は14件であり、その概要は第9表のとおりである。

また、火災・流出事故件数及び事故の発生原因については、第10表及び第11表のとおりである。

### 第9表 危険物製造所等における事故

(自 令和2年1月1日 ~ 至 令和2年12月31日)

発生日 (覚知日)	事故種別	製造所等 の区分等	危険物の名称 及び種類等	死傷 者数	事故の概要
令和2年 1月13日	火災	製造所	(電磁開閉器及 び電気配線)	0	開閉器と配線の接続部の施工不良 (接触不良による過熱) から出火 し、開閉器と配線の一部が損傷し た。
令和2年 1月15日	火災	一般取扱所	第4類 第2石油類 灯油	0	焼鈍炉で部品の破損により、灯油を 燃料とするバーナーから出火し、周 辺の機器が焼損した。
令和2年 3月10日	流出	製造所	第5類 アゾ化合物 アゾビスイソブ チロニトリル他	0	反応槽の異常時の操作ミスにより、 温度が上昇し、突沸した危険物を含 む樹脂が施設内と屋外タンクの防油 堤内に流出した。
令和2年 3月23日	流出	屋外タンク貯 蔵所	第4類 第3類石油類 重油	0	屋外タンク貯蔵所の接続先のタンク のスイッチの故障により、ポンプが 停止せず、あふれた重油が施設外側 溝に流出した。
令和2年 4月11日	流出	給油取扱所	第4類 第2類石油類 灯油	0	固定給油設備から移動タンク貯蔵所 に注入中にその場を離れたために灯 油が事業所内に流出した。
令和2年 5月2日	流出	一般取扱所	第4類 第2類石油類 灯油	0	保温材の隙間からの雨水侵入により 配管が腐食し、重油が事業所内に漏 えいした。
令和2年 6月12日	火災	その他 (倉庫)	(塩素化イソシ アヌル酸等)	0	倉庫内の塩素化イソシアヌル酸を主 成分とする錠剤が入った紙製容器か ら出火した(出火原因は調査中)。
令和2年 6月27日	流出	屋外タンク貯 蔵所	第4類 第3石油類 重油	0	配管の防食テープが剥がれた箇所が 雨水により腐食し、重油が事業所内 に漏えいした。

令和2年 7月10日	破損	屋外タンク貯蔵所	(消火栓)	0	工事中に高所作業車が補助泡消火栓に衝突し、消火栓を折損した。
令和2年 8月29日	流出	給油取扱所	第4類 第3石油類 ガソリン	0	セルフスタンドで客が給油中に、給油ノズルとホースが外れ、ガソリンが給油空地内に漏えいした。
令和2年 (9月17日)	流出	一般取扱所	第4類 第3石油類	0	配管内の滞留水により配管の内面が腐食し、重油が配管直下に漏洩した。補修工事中に発覚し、漏洩日は不明。
令和2年 9月21日	火災	一般取扱所	第4類 第3石油類 加工液	0	放電加工機の冷却装置の故障等により加工液の液温が上昇し、引火、放電加工機1台を焼損した。
令和2年 10月15日	その他	給油取扱所	第4類 第2石油類 軽油 灯油	0	給油取扱所での灯油の荷下ろし時に、誤って軽油の地下タンクに注油した。
令和2年 11月4日	流出	移動タンク貯蔵所	第4類 第2石油類 灯油	0	注油ホースの収納と底弁の閉鎖を失念したまま走行したために、注油ノズルが側溝に引っかかり、破損し、道路上に灯油が漏えいした。

第10表 危険物施設等における火災・流出事故件数

(平成28年～令和2年)

年	計	火災 流出 その他	製造所	貯蔵所			取扱所			運搬中	無許可	その他
				移動 タンク 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	その他	給油 取扱所	一般 取扱所	その他			
28	15	9	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0
		(8)	0	0	0	0	0	(8)	0	0	0	0
		6	0	3	0	1	1	1	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	12	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		11	0	5	1	1	2	2	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	9	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0
		(1)	0	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0
		4	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元	19	6	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0
		(1)	0	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0
		13	0	1	3	1	6	2	0	0	0	0
		-1	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	0
2	14	4	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		10	1	1	3	0	3	2	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	69	25	1	0	1	0	1	21	0	0	0	1
		(10)	0	0	0	0	0	(10)	0	0	0	0
		44	1	10	8	5	13	7	0	0	0	0
		-1	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	0

注：各年1月1日から12月31日までにおける発生件数であり、表中の( )内の数値は死傷者数である。

第11表 危険物施設等における事故の発生原因

(平成28年～令和2年)

事故発生原因		28年			29年			30年			元(31)年			2年			計		
		火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他
人的要因	誤操作	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	6	3	1
	確認不十分	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	2	4	2
	監視不十分	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2
	管理不十分	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	2	0	0	0	3	3	0	
	不作為	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	4	3	0
	小計	8	2	0	1	4	1	2	0	0	3	6	3	1	3	1	15	15	5
物的要因	腐食等劣化	1	1	0	0	3	0	1	1	0	0	2	0	0	4	0	2	11	0
	破損	0	0	2	0	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	1	1	2	6
	故障	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	
	設計不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	
	施工不良	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	
	小計	1	1	2	0	5	1	3	2	1	1	2	1	2	4	1	7	14	6
他要因	交通事故	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	不明・その他	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	1	1	0	3	1	2	
	小計	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	1	1	1	0	3	1	3	
合計		9	3	3	1	9	2	5	2	2	6	8	5	4	8	2	25	30	14

## 6. 危険物取扱者

### (1) 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、消防法第13条の3の規定により、危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行うもので、令和2年度の実施状況は第12表のとおりである。

また、昭和35年以降における危険物取扱者免状の交付状況は、第13表のとおりである。

### (2) 危険物取扱者保安講習

危険物製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、消防法第13条の23の規定により、定期的に都道府県知事が行う講習を受けなければならないこととなっているが、令和2年度の実施状況は、第14表のとおりである。

第12表 危険物取扱者試験の実施状況

(令和2年度：6月13日、6月14日、6月20日、6月21日、6月27日、6月28日、10月10日、10月11日、10月17日、10月18日、10月24日、2月6日、2月7日、2月14日 14回実施)

試験区分 受験者数等	合計	甲種	乙種							丙種
			小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
受験申請者数(人)	5,484	429	4,227	238	149	240	3,078	223	299	828
受験者数(人)	5,169	378	3,981	234	146	235	2,855	217	294	810
合格者数(人)	2,489	122	1,826	148	104	170	1,029	169	206	541
合格率(%)	48.2	32.3	45.9	63.2	71.2	72.3	36.0	77.9	70.1	66.8

第13表 危険物取扱者免状の交付状況

区分	合計	甲種	乙種							丙種
			小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
令和2年度(人)	2,016	106	1,421	96	78	132	861	108	146	489
昭和35年度から令和2年度までの累計(人)	157,372	6,252	109,142	7,618	6,692	7,435	72,018	6,301	9,078	41,978

第14表 危険物取扱者の保安に関する講習の実施状況

会場	講習年月日	講習区分ごとの受講者数			
		一般 (その他施設)	給油取扱所	コンビナート	計
富山会場	令和2年8月25日、26日、27日、28日	700	213	110	1,023
	令和2年11月19日、20日	460	66	—	526
	令和3年2月4日、5日	301	53	—	354
高岡会場	令和2年11月11日、12日	292	61	—	353
	令和3年2月1日、2日	206	49	—	255
魚津会場	令和2年11月5日、6日	206	65	—	271
砺波会場	令和2年11月13日	58	59	—	117
計		2,223	566	110	2,899